

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和5年3月8日

本巢市長 藤原 勉

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

根尾地域（宇津志、平野、高尾、水鳥、板所、川原、樽見、市場、神所、中、越卒、門脇、大井、八谷、長嶺、天神堂、長島、能郷、東板屋、西板屋、東小鹿、松田、口谷、奥谷）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月8日

3 地区内の耕地面積

298.1ha

4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 25

法人 2経営体

個人 23経営体

集落営農（任意組織） 0組織

5 4の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高尾、水鳥、板所、神所、中、越卒、門脇、大井、長嶺、天神堂、長島、能郷、西板屋、東板屋、宇津志の農地利用は、4の中心経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

平野、川原、樽見、市場、八谷、東小鹿、松田、口谷、奥谷における農地利用に関しては、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

7 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農業者は原則として農地中間管理機構に貸付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。

8 地域農業の将来のあり方

取組事例：新規就農の促進

本地域は、水稻等を中心とした中山間地域であり、農業者の高齢化に加え、過疎化も進む地域である。このような中で地域農業づくりを進めていくには、ブランド米となりつつある根尾米コシヒカリの生産組織である根尾米研究会を支援し、地域の中心となる経営体として支援していかなければならない。国、県補助事業等を活用しながら、根尾米研究会がそれ以外の農業者の農地の受け皿になるよう育成が必要である。また、土地改良が進んでいない地域も存在し、今後、地域の中心となる経営体の規模拡大の妨げとなるため、大型機械が利用できるほ場に整備する必要がある。また、鳥獣被害の多い地域であり、農業者の生産意欲を持続させるためにも地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者が一体となって鳥獣被害対策に取り組んでいかなければならない。